

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) 安藤・間	東京都港区東新橋 1－9－1

2. 指名停止措置期間 令和 8 年 7 月 2 7 日から令和 8 年 9 月 2 6 日まで（2 か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、高萩工事事務所発注の 06 県単道改第 06－03－973－Z－001 号道路改良工事（（仮称）大久保町第 2 トンネル）のトンネル掘削中の現場工事において、令和 7 年 9 月 10 日、安全管理の不適切により、バックホウの後退に巻き込まれた 1 次下請け作業員 1 名が死亡する事故を起こした。

5. 指名停止理由

工事関係者に死亡者を生じさせたことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第 1 第 7 号イに該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第 1 第 7 号イ>

措置要件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） （7）建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 イ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき	認定をした日から 2 か月

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気 6 6 2 電話 0 2 9 5－7 2－1 1 1 9